# 第6次 阿賀野市犯罪のない安全で安心な まちづくり推進計画

## 令和7年4月





## 目 次

第	1章	<b>推進計画の基本的事項</b>		1
	第11	計画策定の趣旨		1
	第21	計画の位置付け		1
	第3章	市民意見の反映		1
	第41	計画の期間		1
第	2章	₹5次計画の成果と課題		2
	第11	阿賀野市の犯罪の現状		
		阿賀野市における刑法犯認知件数の年次別推		
		阿賀野市における刑法犯地区別発生状況		
		少年の補導状況		5
		子どもや女性に対する犯罪		
		阿賀野市における窃盗犯手口別発生状況		
		阿賀野市における自転車盗発生状況		
		阿賀野市における車上狙い発生状況		
		阿賀野市における侵入盗発生状況		
		阿賀野市における万引き発生状況		
	]	窃盗被害の施錠・無施錠の状況		
	]	阿賀野市における振り込め詐欺等特殊詐欺の		
	]	市民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	]	全体考察		
	第2節	第5次計画の目標達成状況		4
			1. EMBT 1 # 4 4 4	_
第		C罪のない安全で安心なまちづくり推進に向け		
		市民の防犯意識の向上		
		地域防犯力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		防犯に配慮した施設整備や維持管理の継続		
		子どもや女性、高齢者等を犯罪被害から守る		
		犯罪被害者等に対する支援の促進	1	ŏ
<u> </u>	A ===	"光型束,其十十剑 上手上的大物位 日栖	1	0
矛	4章	<b>進計画の基本方針と重点的な数値目標</b> また日標		
		基本目標		
		数値目標	1	9
华	5章	施策の展開	9	1
	ラ <b>キ</b> 第1節	************************************		
	第2章	施策の展開		
	<i>売る</i> ほ	施泉の 市民の防犯力の向上		
		- <b>市氏の防犯力の同上</b> 1 ) 犯罪被害防止に向けた意識啓発		
		2)犯罪情報等の発信		J

2 地域防犯力の向上	2 4
(1) 地域ぐるみでの防犯活動の活性化	2 4
(2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた推進体制づくり	2 5
3 子どもや女性、高齢者等を犯罪被害から守るための取り組み	2 6
(1) 子どもの健全育成のための啓発教育活動の実施	2 6
(2) 防犯上配慮を要する者(犯罪弱者)の安全確保	2 7
143 ACT - HOURS C. CHORATE NO. 4 MILES AND ANALYSIS AND A	2 8
(1) 公共施設の防犯性向上	2 9
(2) 犯罪予防に配慮した土地、建物等の普及と適正な維持管理	2 7
5 犯罪被害者等に対する支援の促進	3 0
(1) 犯罪被害者等への支援	3 0
(2) 犯罪被害者等の支援を行う団体との連携	3 1
【推進体制イメージ】	3 2

## 第1章 推進計画の基本的事項

#### 第1節 計画策定の趣旨

身近な日常生活に関わる犯罪被害が多発し、市民の治安に対する不安が高まっていることから、犯罪の未然防止を図るためには、警察力による犯罪の抑制とともに「自らの安全は自ら守る」「地域の安全は地域で守る」という意識で、市民、自治会等、事業者、土地建物所有者(以下「市民等」という。)、市、警察等が一体となって、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

この拠り所として「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」(以下「条例」という。)を平成19年12月に制定・施行し、阿賀野市における「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の基本理念を定め、市や市民等の防犯上果たすべき責務や役割分担等を明らかにし、市が施策を総合的かつ計画的に推進するための推進体制の整備や推進計画の策定等の基本的な事項を定めました。

阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画は、この条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ計画的に展開するための行動計画です。

市では、この計画に基づき、市民の防犯意識の向上や子どもや高齢者をはじめとする 市民の安全確保などに取り組んできましたが、このたび、第5次計画期間が令和6年度 をもって終了することから、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取り組みの 成果や課題などを踏まえ、推進計画を改定するものです。

#### 第2節 計画の位置付け

条例第9条に規定する推進計画であり、施策の方向性について以下の内容について定めるものです。

- 1 総合的に講ずるべき「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策の 大綱
- 2 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的に実施するため に必要な目標設定
- 3 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的に実施するため に必要な事項

なお、阿賀野市総合計画をはじめ、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画等、関連する他の計画との整合性を図った上で策定します。

#### 第3節 市民意見の反映

この計画は、市の犯罪情勢や市民意識等を踏まえ、条例第17条の規定による阿賀野市 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議、パブリックコメント等の意見を聴いて策 定します。

#### 第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。また計画期間の途中であっても社会情勢の変化等によっては適宜見直しを行います。

## 第2章 第5次計画の成果と課題

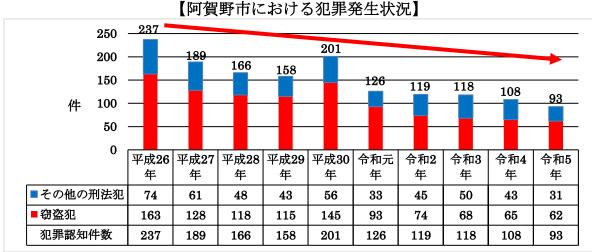
#### 第1節 阿賀野市の犯罪の現状

#### 1 阿賀野市における刑法犯認知件数の年次別推移

過去 10 年の阿賀野市における刑法犯認知件数は、平成 26 年の 237 件から一時的な増加はあるものの減少に転じており、令和 5 年には 93 件と平成 26 年と比較し 144 件、60.8 ポイント減少しています。

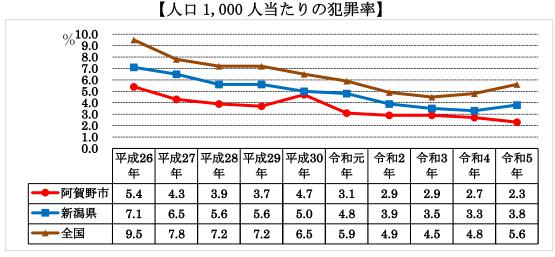
刑法犯認知件数の減少は、窃盗犯が大きく影響しており、犯罪全体に占める割合をみると窃盗犯が平成 26 年の 163 件に対し、令和 5 年では 62 件と平成 26 年と比較し 101 件、62.0 ポイント減少しています。

しかしながら、刑法犯認知件数に対する窃盗犯の割合は、平成 26 年で 68.8%、令和 5 年では 66.7%と 2.1 ポイント減少しているものの、依然として全体の 6 割を超える状況が続いており、窃盗犯を減らすこと及び被害に遭わない市民意識の向上が必要となります。



※その他の刑法犯は、窃盗犯以外の凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、その他(器物破損、 住居侵入)です。

阿賀野市における犯罪率(人口1,000人当たりの刑法犯認知件数)について、過去10年間の数値を見ると減少傾向に推移し、全国及び県と比較しても低く推移しています。



2

#### 2 阿賀野市における刑法犯地区別発生状況

阿賀野市における過去 10 年の刑法犯の地区別発生状況について、水原地区での発生が全体の 5 割を占めており、平成 28 年に刑法犯発生率は減少に転じたものの、それ以降増加傾向にあります。

令和5年では、水原地区、京ヶ瀬地区、笹神地区での発生率が令和4年よりも増加し、安田地区では減少しています。

#### 【刑法犯の地区別発生状況】 250 70.0% 60.0% 200 50.0% 発生件数 150 40.0% 発生 30.0% 100 20.0% 50 10.0% 0 0.0% 平成 平成 平成 平成 平成 令和 令和2 令和3 令和4 令和5 26年 27年 28年 29年 30年 元年 年 年 年 ■その他 10 5 3 1 1 0 1 ■笹神地区 41 38 27 29 7 13 10 14 43 京ヶ瀬地区 21 19 23 21 18 18 18 13 11 安田地区 35 37 34 39 48 29 23 24 20 11 ■水原地区 135 70 62 92 64 105 **72** 63 69 56 -水原地区発生率 |57.0%|48.7%|38.6%|44.3%|52.2%|57.1%|52.9%|58.5%|57.4%|60.2%■安田地区発生率 |14.8%|19.6%|20.5%|24.7%|23.9%|23.0%|19.3%|20.3%|18.5%|11.8%▲ 京ヶ瀬地区発生率 | 8.9% |10.1%|13.9%|13.3%| 9.0% |14.3%|15.1%|11.0%| 5.6% |11.8% 笹神地区発生率 |17.3%|20.1%|25.9%|17.1%|14.4%| 5.6% |10.9%| 7.6% | 9.3% |15.1%

### (参考) 新潟県内の地域別発生状況(犯罪率)

地域別の認知件数では、新潟市が県全体の約46%を占めています。

令和5年の犯罪率でみると、湯沢町が10.3%と高くなっており、新潟県の第4次計画最終年(令和5年)と比較して、令和5年で増加に転じている市町村は14市町村となっています。

州となり	令和2年				令和5年		犯罪率の	
市町村名		認知件数	 犯罪率		認知件数	犯罪率	市町村	増減率
Д-13 ГЗ	人口(人)	(件)	(件)	人口(人)	(件)	(件)	順位	(令和5年 - 令和2年)
県計	2,222,004	8,561	3.9	2,152,664	8,672	4.0		0.2
粟島浦村	350	0	0.0	335	0	0.0	30	0.0
魚沼市	34,895	107	3.1	33,095	57	1.7	29	-1.3
出雲崎町	4,159	4	1.0	3,973	7	1.8	28	0.8
小千谷市	34,590	104	3.0	33,205	72	2.2	27	-0.8
十日町市	50,754	187	3.7	47,874	108	2.3	26	-1.4
関川村	5,252	9	1.7	4,829	11	2.3	25	0.6
阿賀野市	41,070	117	2.8	39,724	92	2.3	24	-0.5
聖龍町	14,015	60	4.3	14,159	36	2.5	23	-1.7
阿賀町	10,233	15	1.5	9,376	24	2.6	22	1.1
<mark>見 附 市</mark>	39,389	138	3.5	38,447	102	2.7	21	-0.9
津南町	9,165	32	3.5	8,633	23	2.7	20	-0.8
弥 彦 村	7,800	25	3.2	7,471	20	2.7	19	-0.5
南魚沼市	55,871	169	3.0	53,572	145	2.7	18	-0.3
村上市	58,096	121	2.1	55,157	150	2.7	17	0.6
柏崎市	82,403	282	3.4	78,732	220	2.8	16	-0.6
燕市	77,307	260	3.4	75,949	236	3.1	15	-0.3
五 泉 市	48,360	134	2.8	46,008	144	3.1	14	0.4
胎 内 市	28,610	60	2.1	27,714	90	3.2	13	1.2
田上町	11,430	30	2.6	10,855	36	3.3	12	0.7
長 岡 市	267,402	929	3.5	261,906	891	3.4	11	-0.1
佐渡市	52,928	204	3.9	49,147	183	3.7	10	-0.1
妙高市	31,116	139	4.5	29,248	110	3.8	9	-0.7
糸 魚 川 市	41,325	131	3.2	39,232	148	3.8	8	0.6
上越市	189,881	670	3.5	183,832	731	4.0	7	0.4
新発田市	95,339	395	4.1	92,881	379	4.1	6	-0.1
三条市	95,437	342	3.6	92,328	396	4.3	5	0.7
加茂市	25,855	88	3.4	24,331	106	4.4	4	1.0
新 潟 市	796,500	3,638	4.6	778,717	3,979	5.1	3	0.5
刈 羽 村	4,565	17	3.7	4,270	34	8.0	2	4.2
湯沢町	7,907	60	7.6	7,664	79	10.3	1	2.7
その他		94		_	63			

(出典)新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に基づき作成

#### 3 少年の補導状況

刑罰法犯でみる少年の補導件数は、新潟県内では令和3年まで減少していましたが、 以降は増加傾向にあり、阿賀野市では各年で件数にばらつきがあります。また、令和 5年の新潟県内の補導件数に対する阿賀野市の割合は1.5%となっています。

#### 424 450 400 348 323 350 309 286 300 250 200 150 100 50 14 10 3 5 0 R1年 R2年 R4年 R5年 ■新潟県内 ■阿賀野警察署管内

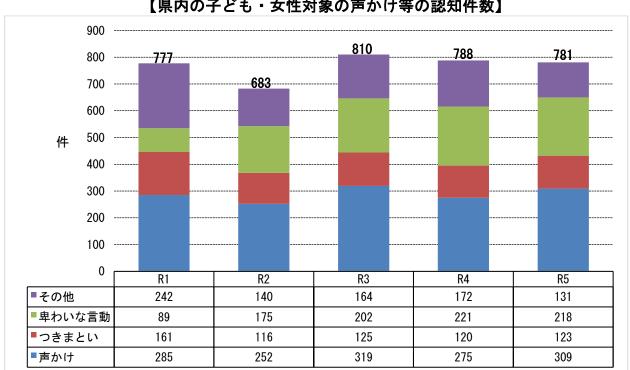
#### 【非行少年の補導状況】

#### 4 子どもや女性に対する犯罪

新潟県内における子どもや女性に対する犯罪の前兆である声かけ等について、新潟 県警察が認知した件数は、令和5年で781件となっており、ここ5年では、800件前後 で推移しています。

また、スマートフォンやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の普及に より、子どもが性犯罪等に巻き込まれる被害も発生しており、県内ではここ数年、S NSに起因して犯罪被害に遭った子どもは年間30件前後で推移しております。

また、阿賀野市では、令和5年度に不審者事案が21件発生しています。



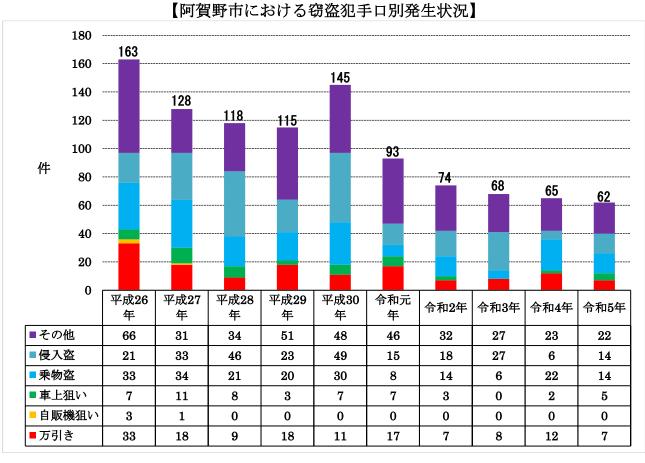
【県内の子ども・女性対象の声かけ等の認知件数】

#### 阿賀野市における窃盗犯手口別発生状況

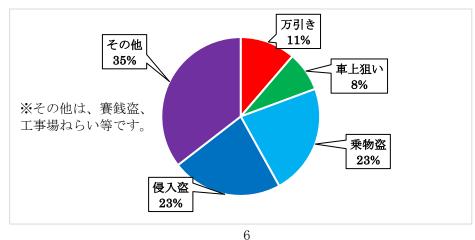
第2章、第1節の1「阿賀野市における刑法犯認知件数の年次別推移」で示したよう に、当市の傾向は刑法犯認知件数の6割以上が窃盗犯であることです。

阿賀野市における過去10年の窃盗犯手口別発生状況を見ると、侵入盗、乗物盗、万引 きが多い状況となっており、過去 10 年の刑法犯認知件数を平均すると、窃盗犯全体で 57.6%を占めています。

なお、窃盗犯のうち、侵入盗、乗物盗、万引きの発生件数の合計は、平成26年の87件 から令和5年では35件と59.8ポイント減少しています。

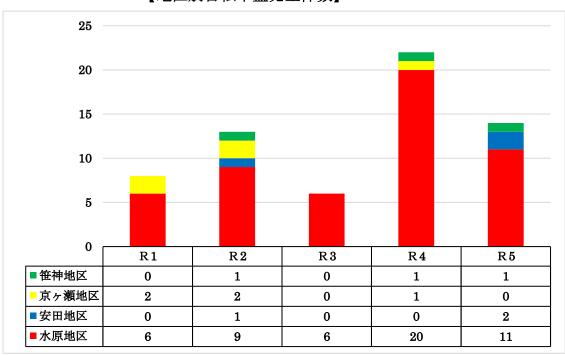


【令和5年 阿賀野市における窃盗犯手口別割合】



## 6 阿賀野市における自転車盗発生状況

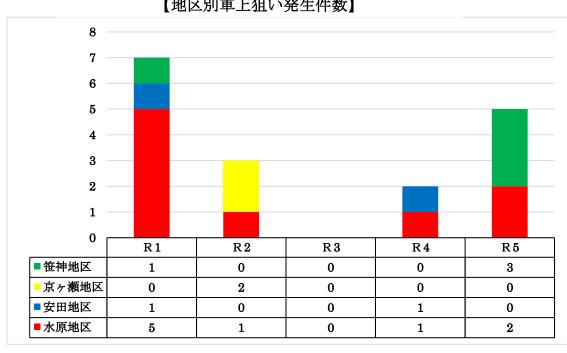
自転車盗の発生件数を見ると、8割以上が水原地区で発生し、盗難の発生場所として は水原駅駐輪場に集中しています。



【地区別自転車盗発生件数】

## 7 阿賀野市における車上狙い発生状況

車上狙いの発生件数は、令和3年に発生なしとなりましたが、その他の年では、数件発 生しており、地区別では、水原地区で多く発生しています。

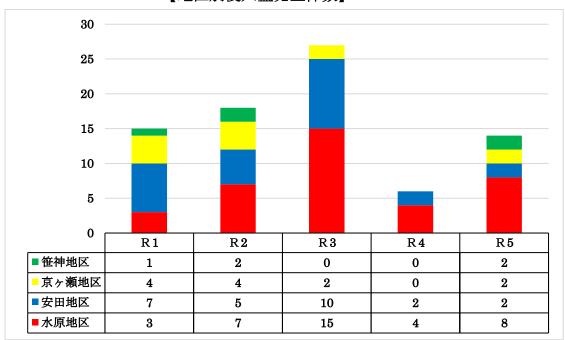


【地区別車上狙い発生件数】

### 8 阿賀野市における侵入盗発生状況

侵入盗(空き巣、忍込み、居空き)の発生件数は、令和3年まで年々増加し、その後は 増減を繰り返しています。

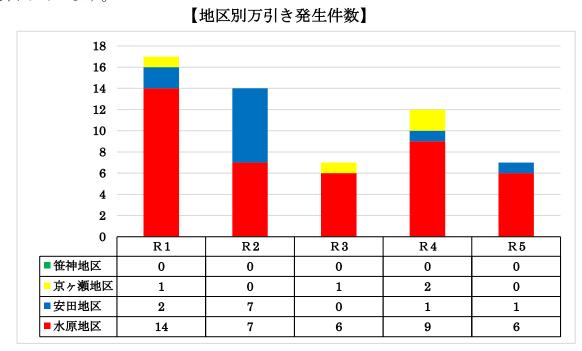
地区別では、水原地区、安田地区が全体の8割を占めており、住宅、店舗事務所が多い地区が狙われています。



【地区別侵入盗発生件数】

#### 9 阿賀野市における万引き発生状況

万引きの発生件数を見ると、大型スーパーが集中している水原・安田地区の発生が大 半を占めています。



#### 10 窃盗被害の施錠・無施錠の状況

刑法犯認知件数は減少傾向にあり、特に全体の約6割以上を占める窃盗犯が減少しています。

阿賀野市においては、全国平均、新潟県と比較すると鍵をかけずに被害に遭うケースが多いのが特徴となっています。鍵をかけずに被害に遭った割合を示す無施錠率は、自動車盗、自転車盗、車上ねらいで全国平均を上回っています。

【窃盗被害の無施錠率	( 今和 2 年 -	今和5年)】
しい血以口ツボ心処子		73 174 5 17 1

区分	年	発生 件数	うち 無施錠	阿賀野市	新潟県	全国平均				
侵入盗	令和2年	18	10	55.6%	70.5%	51.4%				
	令和5年	14	10	71.4%	50.7%	47.2%				
自動車盗	令和2年	1	1	100%	70.3%	61.1%				
	令和5年	0	0	-%	69.7%	73.9%				
オートバイ	令和2年	0	0	-%	60.0%	27.2%				
盗	令和5年	0	0	-%	60.0%	63.9%				
自転車盗	令和2年	13	12	92.3%	74. 2%	61.1%				
	令和5年	14	14	100%	74.6%	65.5%				
車上ねらい	令和2年	3	2	66.7%	79.8%	64.4%				
	令和5年	5	5	100%	89.4%	69.4%				

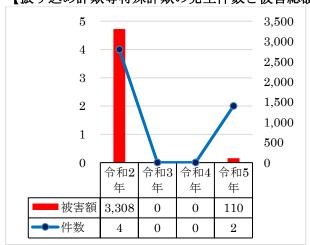
<sup>※</sup>パーセントが高いほど、鍵をかけずに被害に遭っていることを示します。

#### 11 阿賀野市における振り込め詐欺等特殊詐欺の発生状況

阿賀野市における振り込め詐欺等特殊詐欺について、令和2年に4件発生し、被害総額が3,000万円を超えました。その後令和3年、令和4年に被害の発生はありませんでしたが、令和5年は発生件数2件で110万円の被害が発生しています。

これまでのオレオレ詐欺、電子ギフト券で代金を請求する手口などの架空請求詐欺のほか、保険料などの還付を謳う還付金詐欺も多数発生しています。また、SNS型の投資詐欺やロマンス詐欺など、手口が多様化し、被害者の年齢も高齢者に限らず若い世代でも被害に遭っています。

【振り込め詐欺等特殊詐欺の発生件数と被害総額】



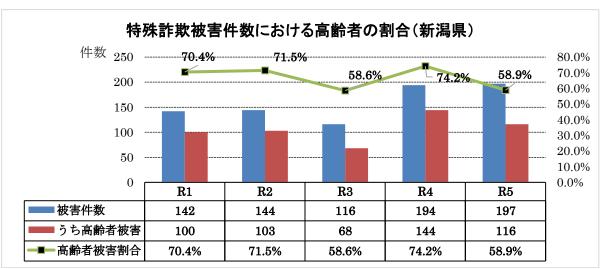
#### 【被害者年代別内訳】

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
令和2年			1			2	1	
令和3年								
令和4年								
令和5年					1		1	
合計	0	0	1	0	1	2	2	0

#### (参考) 新潟県内の高齢者の特殊詐欺被害状況

県内の特殊詐欺被害件数では、令和元年の142件に対し、令和5年では197件と件数で55件、38.7ポイント増加しています。

反面、高齢者の割合をみると、令和元年の100件、被害件数全体に対し70.4%から令和5年では、116件に増加していますが、被害件数全体に占める割合は58.9%と減少しています。手口の多様化、巧妙化により、高齢者以外での被害も増加しています。



【特殊詐欺の主な手口別被害における高齢者の割合】

		R1	R2	R3	R4	R5
	被害件数	142 件	144 件	116 件	194 件	197 件
総数	うち高齢者	100 件	103 件	68 件	144 件	116 件
		(70.4%)	(71.5%)	(58.6%)	(74.2%)	(58.9%)
オレオレ	被害件数	76 件	12 件	20 件	53 件	39 件
詐欺	うち高齢者	75 件	12 件	19 件	50 件	33 件
百卜夬入		(98.7%)	(100%)	(95.0%)	(94.3%)	(84.6%)
架空料金請求	被害件数	60 件	51 件	64 件	61 件	94 件
来	うち高齢者	20 件	21 件	22 件	27 件	40 件
ΠF#A		(33.3%)	(41.2%)	(34.4%)	(44.3%)	(42.6%)
	被害件数	2件	6件	11 件	64 件	44 件
還付金詐欺	うち高齢者	2件	4 件	11 件	57 件	31 件
		(100%)	(66.7%)	(100%)	(89.1%)	(70.5%)
融資保証金	被害件数	3件	8件	1件	6 件	4 件
<b>離貝体証並</b> 詐欺	うち高齢者	2 件	1件	0 件	0 件	0 件
百卜共人		(66.7%)	(12.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
	被害件数	1件	67 件	20 件	10 件	16 件
その他	うち高齢者	1件	65 件	16 件	10 件	12 件
		(100%)	(97.0%)	(80.0%)	(100%)	(75.0%)

(出典)新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に基づき作成

#### 12 市民の意識

市民の防犯意識などについて、「まちづくり市民アンケート」では、次のような結果 になっています。

#### (1) ボランティア活動について

ボランティア活動等の参加状況について、「参加したことがない」と回答した割合が、令和2年から令和5年において回答者の7割以上を占めており、ボランティアに対する市民意識が依然低い状況にあります。

また、ボランティア活動などに「よく参加している」「時々参加している」と回答した方のうち、「防犯・地域安全・青少年健全育成分野」への参加状況は、全体の 10~20%台と低迷しています。

市民のボランティア活動意識を向上させ、防犯啓発活動の参加を促すには、動機づけが重要であり、広く市民に参加を呼び掛けることが必要です。

#### 阿賀野市まちづくりアンケート結果 (抜粋)

Q1 あなたは、この1年程度の間に市民協働活動やボランティア活動に参加したことがありますか(回答数に対する%表示)

	項目	R2	R3	R4	R5
1	よく参加している	3. 1	4.0	3. 2	3. 2
2	時々参加している	8.4	8.8	10.2	6.8
3	今後、参加してみたい	5.0	5.3	5. 2	4. 9
4	以前参加していたが、やめてしまった	5. 3	4.9	5. 7	5. 2
5	参加したことがない	76. 0	75. 2	74. 1	77. 3
6	無回答	2.3	1.8	1.3	2.6

#### Q2 Q1で1又は2と回答した方、具体的にどの分野の活動に参加されましたか

	項目	R2	R3	R4	R5
1	生涯学習・スポーツ・文化芸術分野	19.8	18. 1	18.9	26. 2
2	自然や環境保護分野	30.5	27.8	28.7	24. 3
3	防犯・地域安全・青少年健全育成分野	19.8	16.0	11.2	20.6
4	まちづくり分野	13. 0	11. 1	12.6	18.7
5	防災・災害救護分野	19. 1	13.9	16.8	14.0
6	福祉・健康・保健分野	13. 7	19.4	18.2	12.1
7	学校教育分野	7.6	16.0	9. 1	10.3
8	子育て支援分野	10.7	13.9	8.4	5.6
9	その他	5.3	10.4	6.3	7. 5
10	無回答	3.8	2. 1	4. 9	3. 7

※R5 の活動参加の多い順

#### (2) 防犯対策の実践について

具体的な防犯対策の実践状況について、過去5か年の回答状況の平均から鍵かけの状況を見ると、「外出や就寝の際は、戸締りを徹底している」は73.6%となり、自宅を離れる際の鍵かけの習慣を2割以上が実践していない状況です。また「自転車を駐輪するときは、ツーロックにしている」は3.8%と自転車を利用する市民の多くが実践していません。

また、「電話で金銭の要求やキャッシュカードの話があったとき、応じないで電話を切る、または家族などに相談している」は 45.1%に留まっており、特殊詐欺対策が十分に 浸透していない状況となっています。

Q3-1 あなたが防犯対策のために実践していること(複数回答)

	項目	R2	R3	R4	R5
1	外出や就寝の際は、戸締りを徹底している	73. 1	72.0	73.0	76. 1
2	自動車を離れる時は必ず鍵をかけ、車内にかばんなど置かないよ うにしている	71. 6	70. 1	67.8	69. 9
3	自動車、自転車、バイクなど、自宅に戻ったら必ず鍵をかけてい る	63.8	61.4	61. 0	63. 9
4	地域でのあいさつを行っている	59. 9	59.8	56.8	56. 4
5	外出するとき、防犯ブザーや携帯電話等を携帯している	55.8	55.6	52. 1	54. 9
6	電話で金銭の要求やキャッシュカードの話があったとき、応じないで電話を切る、または家族などに相談している	49. 0	44. 3	41.5	45. 5
7	夜間、歩いての外出はなるべく控え、外出の際は人通りの少ない 道を歩かないようにしている	33.8	34.6	32. 3	34. 2
8	安全安心メールの登録を行っている	22.6	30.9	32.0	27.6
9	電話は、留守番電話や防犯機能付き電話にしている	23. 7	24. 1	22.0	27. 1
10	玄関は、鍵を二重にしたり、補助錠を設置したりしている	19.8	22.4	20. 2	23. 9
11	タイヤ、工具、農作業機械などは、鍵のかかる箇所に保管してい る	12.8	14. 4	12. 6	14. 9
12	自転車を駐車するときはツーロックにしている	3. 2	5. 1	3.3	3. 5
13	無回答	3. 3	1.7	2.5	2. 1

※令和5年度の多い順

#### 13 全 体 考 察

- ・ 阿賀野市における刑法犯認知件数をみると、認知件数の6割以上を窃盗犯が占めており、鍵かけなど窃盗犯に遭わない防犯意識を向上させる必要があります。
- ・ まちづくり市民アンケートをみると、外出時の戸締り確認が平均 73.6%と施錠確認しない割合が2割以上あることなどから、施錠確認の実践を高める必要があります。
- ・ まちづくり市民アンケートから自転車のツーロックの実践が低い状況であり、自動車、 バイクの乗物盗も無施錠被害が全国、県の平均より上回る状況となっています。
- ・ 市民一人ひとりがすぐにできる防犯対策は「鍵かけ」であり、その意識を浸透させていく必要があります。特に侵入盗は犯罪者とはちあわせてしまった場合に、犯人が襲い掛かる強盗事件につながりかねないため、その対策は重要です。
- ・ 犯罪は発生しないだろう、盗まれないだろうという意識を、一人でも多くの市民が「盗まれるかもしれない」「泥棒に入られるかもしれない」という、防犯に対する意識の変化を図る必要があります。
- ・ 近年、特殊詐欺の前兆電話・メールが多発し、市内でも被害に遭う方が発生しており、 増加が懸念されます。手口の多様化・巧妙化により、被害に遭う年齢も高齢者に限ら ず、若年の被害も発生していることから、正しい知識を市民へ周知し、特殊詐欺被害 防止に向けた意識を高め、自ら危険を回避する力を高めることが大切です。
- ・ 子どもへの声掛け、つきまとい事案が市内でも毎年発生していることから、地域の見 守り力、また自身の対応力など高めていく必要があります。

#### 第2節 第5次計画(令和3年から令和6年まで)の目標達成状況

1 市内の犯罪発生件数(刑法犯罪認知件数)を減少させる。

項目	目標値	R3	R4	R5	R6	達成状況
犯罪発生件数 (件)	100	118	108	93	94	達成
人口1万人あたりの 犯罪発生件数(件)	25. 6	28. 9	26.8	23. 3	23. 5	達成

犯罪発生件数は、計画期間中、減少傾向にあり、令和6年には94件に減少し、目標値から6件減少しており、目標を達成しました。

#### 【取組状況】

- ・ 警察の防犯活動とともに、阿賀野市防犯協会、自治会、行政が一体となって、啓発 活動を実施しました。
- ・ 主に5月の犯罪のない安全で安心なまちづくり月間、10月の新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間・全国地域安全運動に合わせ、各地区のスーパーや商業施設で街頭啓発、市内3駅での高校生を中心とした若者への啓発活動や自治会への戸別訪問を実施し、令和5年度では計34回、延べ491人の方が犯罪防止活動を実施しました。(令和4年度では計31回、延べ359人が活動)

#### 【課題】

- 多くの市民に鍵かけなど自身でできる防犯対策を呼びかけ、意識の向上をはかることが必要です。
- ・ 犯罪被害の防止のためには、地域の目による犯罪被害の防止、のぼり旗や啓発看板 などの防犯環境づくりなど総合的な取り組みが必要です。
- ・ 警察、阿賀野市防犯協会、自治会、行政が一体となって、継続して防犯活動を行う ことが必要です。
- 2 無施錠が原因で侵入盗に遭った件数を減少させる。

項目	目標値	R3	R4	R5	R6	達成状況
侵入盗 無施錠 被害件数(件)	10 以下	26	6	10	3	達成
侵入盗無施錠率(%)	51. 4	96. 3	66. 7	71. 4	33. 3	達成

※「無施錠率目標値 51.4%」: 令和2年の全国平均値

無施錠率は、計画期間中、7割を超えて推移しておりましたが、令和6年には、件数・ 無施錠率ともに向上し、目標を達成しました。

#### 【取組状況】

・ 街頭啓発活動、自治会での戸別訪問により鍵かけを呼びかけました。また、令和4年自転車盗難が多発した際には、各駅の通学時間帯において、鍵かけ啓発活動を実施しました。

#### 【課題】

・ 街頭活動や戸別訪問により鍵かけの啓発を行い、無施錠率は減少しておりますが、 継続した啓発活動が必要です。

- ・ 鍵かけは簡単に出来て効果的な犯罪対策で各自が防犯意識を持つ事が必要であり、 防犯意識を向上させる取り組みも必要です。
- ・ これまでの活動方法に加え、広く市民に鍵かけを周知することが必要です。
- 3 不審者出没事案(声かけ事案)を減少させる。

項目	目標値	R3	R4	R5	R6	達成状況
不審者出没事案件数(件)	5 以下	7	10	21	22	未達成

不審者出没事案件数は、計画期間中、増加傾向にあり、目標を達成することができませんでした。

#### 【取組状況】

・ 声掛け事案や写真撮影事案などの情報提供があった場合、不審者情報として安全安 心メールで迅速に情報伝達しています。

#### 【課題】

- ・ 安全安心メールは事案が発生してからの情報提供となることから、事前に発生を防止するために、地域での監視の目で犯罪者から子ども等を守る体制や不審者が出没しにくい環境づくり、また個人の防犯意識の向上が必要です。
- 4 自主防犯団体数及び活動従事者数を増加させる。

項目	目標値	R3	R4	R5	R6	達成状況
自主防犯団体数 (団体)	40	36	36	39	38	未達成
自主防犯活動延べ従事者数(人)	14, 625	9, 225	9, 580	10, 893	7, 525	未達成

<sup>※</sup>毎年実施の自主防犯団体実態調査による。

少子化や団体構成員の高齢化などに伴い、自主防犯団体数は減少し目標を達成できませんでした。

自主防犯団体活動などで多くの人が地域パトロールなどに取り組んでおりますが、目標達成には至りませんでした。

#### 【取組状況】

- ・ 広報での周知や自治防犯会長の交替の際に、自主防犯団体の設置について全自治会 に周知を行っています。
- 新潟県が主催する研修会の周知を行い、防犯について学ぶ機会を提供しました。
- 月ごとの犯罪発生件数など、防犯情報を提供しました。

#### 【課題】

- ・ 自治会、その他地域コミュニティ団体や組織等に自主防犯活動の必要性、重要性を 啓発していく必要があります。
- ・ 自治会活動に対する市の補助金制度を周知し、防犯への取り組み(のぼり旗設置など)をきっかけとして、地域での防犯意識を高めることが必要です。
- ・自主防犯団体を立ち上げるきっかけ作りを考え、実践する必要があります。

#### 5 安全安心メール登録件数を増加させる。

項目	目標値	R3	R4	R5	R6	達成状況
安全安心メール登録件数(件)	7, 000	5, 975	6, 056	5, 988	5, 849	未達成

<sup>※</sup>登録はされているもののエラーにより配信停止状態となっているものは含まず。

令和6年12月末の登録件数は5,849件で、目標を達成できませんでした。

#### 【取組状況】

- ・ 市のホームページへの掲載や防犯の街頭啓発活動の際に、登録方法のチラシを同封 するなどして、登録を促しました。
- 引き続き登録を促すよう継続した取り組みが必要です。

#### 6 特殊詐欺被害の発生件数及び被害額を減少させる。

項目	目標値	R3	R4	R5	R6	達成状況
特殊詐欺被害の発生件数(件)	0	0	0	2	0	達成
特殊詐欺の被害額(万円)	0	0	0	110	0	達成

計画期間中、令和5年に2件、被害額110万円の特殊詐欺被害がありましたが、それ以外の年の被害の発生はありませんでした。

#### 【取組状況】

- ・ 市内で、特殊詐欺前兆電話やメールが発生した際には、随時安心安全メールで情報 提供、被害防止を呼びかけました。(令和4年19回、令和5年29回)
- ・ 特殊詐欺未然防止の広報用カレンダーを全戸配布し、被害防止を啓発しました。
- 市内金融機関による被害の未然防止がありました。

#### 【課題】

- ・ 手口が多様化、巧妙化し、被害に遭う年齢層も高齢者に限らず、若年層に渡っているため、様々な形で被害防止を呼びかける必要があります。
- ・ 新たに拡大しつつあるSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺などについても注意喚起を 行う必要があります。

#### 7 防犯環境を充実させる。

項目	目標値	R3	R4	R5	R6	達成状況
市内防犯灯の LED 化率の増加(%)	85. 0	62. 7	72. 6	79. 3.	83. 9	達成
見守りカメラの設置台数の増加(台)	20	12	16	20	20	達成

防犯灯のLED化、見守りカメラの設置ともほぼ計画どおりに整備することができました。

## 第3章 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進に向けた課題と基本方向

## 1 市民の防犯意識の向上

犯罪発生件数の大半を占める窃盗犯は、自転車の鍵かけや自宅の戸締まりなどのちょっとした対策で防げる可能性が高まります。

市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という意識を持つことが大切であり、自主防犯意識の向上のため、犯罪情報や防犯対策を具体的かつ迅速に情報提供することが肝要です。

その方法には、スーパーや商業施設、市内駅における街頭防犯啓発活動や世帯訪問による防犯啓発活動に加え、より多くの市民の防犯意識を向上を図るために、安全安心メールや市公式ライン、ホームページ、広報紙等を活用した防犯情報を随時伝えるための取り組みを継続して実施します。

## 2 地域防犯力の向上

都市化や核家族化の進展、高齢者の単身世帯の増加など生活様式の多様化等により地域の人間関係が薄れ、お互いの生活に関して無関心な傾向が年々強まってきており、こうした地域社会の一体感・連帯意識の希薄化が犯罪の発生しやすい(犯罪者に狙われやすい)環境を生み出していると考えられます。

このような状況を打開するには、地域の連帯感を強め、助け合い、また見守ることができる地域づくりが重要であり、地域での自主的な防犯活動を促進することと合わせ、現在取り組んでいる地域については、活動を継続するための支援が必要です。

新規で行う防犯活動や既存の防犯活動の拡大については、自治会活動応援補助金の活用を促し、支援していきます。

更なる犯罪の抑止に向け、市民、事業者、行政、警察等の連携・協力による地域防犯活動を一層強化して地域の防犯力を高めながら、犯罪ごとの背景や実態に応じた効果的な対策を実施していくことが求められます。

## 3 子どもや女性、高齢者等を犯罪被害から守るための取り組み

子どもは、インターネットやスマートフォンの普及により、有害・危険な情報にアクセスすることが容易となり、SNSでの誹謗中傷の書き込みやいじめ等により子どもが加害者となるケースや、犯罪者が子どもに接触する機会が増えたことで、犯罪に巻き込まれる危険性も身近に存在しています。

子どもたちが犯罪に関わらないよう、また、犯罪被害に遭わないよう、引き続き保護者や学校だけでなく、行政、警察、地域等が連携して見守っていく体制を強化し、情報提供を行っていくことが求められます。

声掛け、付きまといなど子どもや女性を対象とした犯罪の前兆は、毎年発生しており、 未然防止を図る予防的活動が必要です。

高齢者、障がい者においても、還付金詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺や悪質な訪問販売といった犯罪被害から守るための取り組みを実施します。

## |4 防犯に配慮した施設整備や維持管理の継続

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するには、犯罪が発生しにくい環境づくりが必要です。

学校や道路、公園等の生活に密着する公共施設全般において、見通しの確保や照明を LED化にするなど犯罪防止に配慮した施設整備・維持管理に努めます。

また、犯罪防止に効果的な防犯カメラ設置への期待は高まっており、道路や公共施設への防犯カメラの設置を引き続き計画しながら設置していきます。

## 5 犯罪被害者等に対する支援の促進

犯罪被害者やその家族等は、当該犯罪等による直接的な被害にとどまらず、精神的なショックや心身の不調のほか、経済的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話によるストレスや不快感などの二次的被害、更には再び加害者に危害を加えられるのではないかとの不安を抱くなど、様々な問題に苦しみます。

これら問題を犯罪被害者等が自らの力で解決することは困難であり、必要な支援を受けられるようにすることや、犯罪被害者等が被害前の平穏な生活を取り戻していくために、市民が犯罪被害者等の心情に配慮し、寄り添うことが大切です。

このような実情を踏まえて、本市では令和4年6月22日に阿賀野市犯罪被害者等支援条例を公布し、支援体制の整備を行いました。

これにもとづき今後は、市民などへの広報啓発を行い、犯罪被害者等支援への理解と 意識の向上を図ってまいります。

## 第4章 推進計画の基本目標と重点的な数値目標

## 1 基本目標

阿賀野市安全で安心なまちづくり条例で定める基本理念を基に、条例の目的である「市民並びに当市を訪れるすべての人々が安全で安心して暮らし、また、過ごすことができる地域社会の実現」に向け、市民、事業者、自治会、その他地域的な共同活動を行う団体が自主的な防犯活動を通し、犯罪を未然に防止する意識の向上を推進します。

## 【参考】阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例で定める基本理念 (基本理念)

- 第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識の下に、市、市民等、及び関係機関がその機能及び能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ密接に連携、協力することにより、安全で安心して暮らせる地域社会を築くことを基本理念として推進するものとする。
- 2 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

## 2 数値目標

令和7年度から令和10年度の4年間において、下記の数値目標を設定します。

#### ① 市内の犯罪発生件数(刑法犯認知件数)を減少させる。

項目	令和5年		令和 10 年
犯罪発生件数	93件	$\Rightarrow$	79件
人口1万人あたりの 犯罪発生件数	23.3件	$\Rightarrow$	20.0件

#### ② 無施錠が原因で侵入盗被害に遭った件数を減少させる。

項目	令和5年		令和 10 年
侵入盜無施錠被害件 数	10件	$\Rightarrow$	5件以下
侵入盗無施錠率	71.4%	$\Rightarrow$	47.2% (令和5年全国平均数値)

#### ③ 自主防犯団体数及び活動従事者数を増加させる。

項目	令和5年		令和 10 年
自主防犯団体数	3 9 団体	$\Rightarrow$	40団体
自主防犯活動延べ従 事者数	10,893 人	$\Rightarrow$	14,625 人

## ④ 不審者出没事案(声かけ事案等)を減少させる。

項目	令和5年		令和 10 年
不審者出没事案	21件	$\Rightarrow$	5件以下

## ⑤ 特殊詐欺被害の発生件数及び被害額を減少させる。

項目	令和5年		令和 10 年
特殊詐欺被害の発生 件数	2件	$\Rightarrow$	0件
特殊詐欺の被害額	110 万円	$\Rightarrow$	0円

## ⑥ 防犯環境を充実させる。

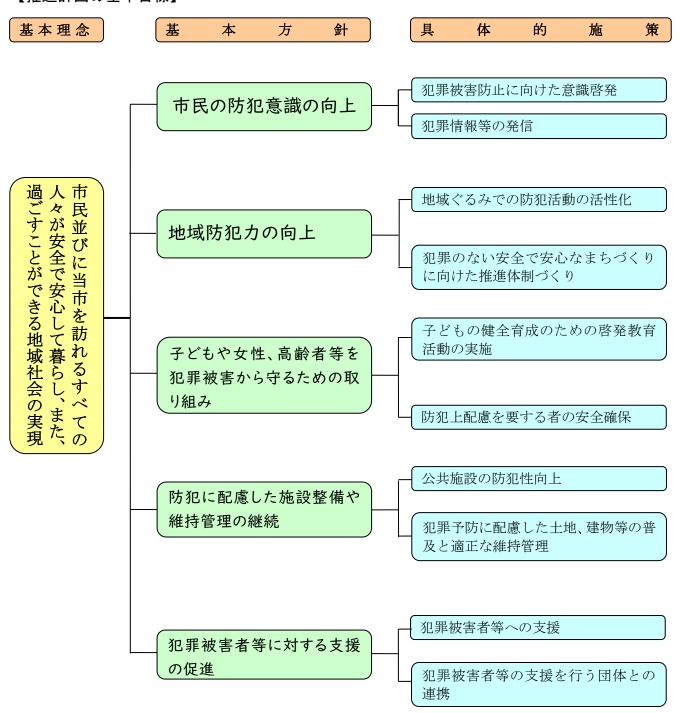
項目	令和5年		令和 10 年
市内のLED化率の 増加	83.8%	$\Rightarrow$	90.0%
見守りカメラの設置 台数の増加	20台	$\Rightarrow$	27台

## 第5章 施策の展開

#### 第1節 施策の体系

計画の目標を達成するため、基本方針のもと、それぞれの具体的な施策を展開することで、安全で安心なまちづくりを推進します。

#### 【推進計画の基本目標】



#### 第2節 施策の展開

## 1 市民の防犯意識の向上

## (1)犯罪被害防止に向けた意識啓発

安全で安心なまちづくりへの関心と理解を深めるため、主に5月に条例で定める「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進月間」、10月の「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間・全国地域安全運動」を阿賀野市の防犯重点啓発運動期間とし、直接市民に防犯を呼びかける各種啓発事業を実施します。

#### 【取組】

#### ①街頭宣伝活動

- ・市内の駅(水原駅、京ケ瀬駅、神山駅)やスーパーなどの商業施設において、 街頭防犯官伝事業を実施します。
- ・市内の祭りや各種イベント、集会等の人が集まる機会を活用し、防犯宣伝事業に取り組みます。

#### ②防犯世帯訪問

・自治会ごとに住宅を訪問し、市民へ防犯啓発を促します。

#### ③防犯懇談会

- ・地域住民が集まる機会を利用して防犯懇談会等を開催し、防犯意識の啓発に 努めます。
- ・新潟県では、地域の集会やイベントに防犯アドバイザーを派遣する防犯出前 講座を実施していることから、その講座を自治会に紹介し、自治会自身が防 犯に対する取り組みを促し、防犯意識の向上を図ります。

#### ④車両を活用した防犯パトロール活動

- ・市役所本所並びに各支所に配置している青色回転灯と広報装置を装備した防 犯パトロール公用車を活用して、防犯パトロールや防犯広報活動を行いま す。
- ・市役所公用車や自主防犯団体等に協力を促し、業務等移動中の「ながら防犯 パトロール活動」に取り組みます。

#### ⑤あいさつ運動の推進

- ・犯罪者が犯行をあきらめる理由の一つには、地域の人に声を掛けられた時との警察庁のデータがあるように、あいさつは円滑な人間関係の形成を基本に、 青少年の健全育成をはじめ、「防犯」という観点においても大きな効果が期待できることから、あいさつを交わすことの大切さを市民に呼びかけます。
- ・市内小中学校や関係機関、団体等へ協力要請し、「あいさつ運動」のぼりを掲出して市民への啓発を行います。

#### (2) 犯罪情報等の発信

「自らの安全は自ら守る」という市民の自主防犯意識や「地域の安全は地域で守る」という地域防犯意識を高めるため、市民への直接の啓発や広報等による情報提供を行って意識啓発を図り、犯罪被害を防止するために市民自らが自主的に防犯対策を講じることを促進します。

#### 【取組】

#### ① 安全安心メール、市公式LINEによる防犯情報の提供

- ・警察と市が連携し、阿賀野市安全安心メール、市公式LINEを活用して、特殊詐欺前兆電話や不審者出没情報など、犯罪被害防止のため、迅速な情報提供を行います。
- ・各種防犯活動の際に、安全安心メール、市公式LINEの登録を市民に促します。

#### ②各種媒体を活用した積極的な広報活動

- •「広報あがの」をはじめ、阿賀野市ホームページ等の各種媒体を有効活用した 防犯広報を実施します。
- ・月ごとに発生した犯罪状況について、市民、自主防犯団体等に発信します。

## 2 地域防犯力の向上

#### (1) 地域ぐるみでの防犯活動の活性化

「地域の安全は地域で守る」という地域防犯意識を醸成するため、市民等が行う自主的な防犯活動を促進し、取り組みの継続を支援します。

#### 【取組】

#### ① 自主防犯団体の設置

- ・令和6年度末現在、38団体が自主防犯団体を設置し、自主的な活動に取り 組んでいますが、新規に設置する団体が少ないことから、自治会や事業所に 対し、各種広報紙、防犯チラシ等により自主的に防犯活動に取り組む団体や 個人を紹介する機会を設け、他地域への活動の波及を促進します。
- ・市民を対象とした防犯研修会や講演会を開催し、市民一人ひとりの防犯意識 の向上を図り、自主防犯団体の設置に向けたきっかけ作りを行います。

#### ②自主防犯団体への支援

- ・自主防犯活動の立ち上げ又は既存活動の拡大の際は、阿賀野市自治会活動応 援補助金の活用を促し、取り組みを支援します。
- ・自主防犯活動が定着するまで防犯パトロール用品等の各種防犯グッズを無償 貸与します。
- ・自主防犯団体はそれぞれで活動しており、自治会及び団体同士の繋がりがない地域もあることから、顔を合わせる機会を設け、活動の連携を促します。

#### ③防犯リーダーの育成

・「地域の安全は地域で守ろう」を合言葉に、自治会、その他地域コミュニティ 団体や組織等に自主防犯活動の必要性、重要性を啓発し、地域の防犯活動の 中心となる人材の育成に努めます。

#### ④来訪者の安全確保

・観光客をはじめとする阿賀野市への来訪者が安全で安心して滞在期間を過ごせるよう、観光協会や商工会等を通じて防犯情報の提供等を行い、観光地や商店街による来訪者を犯罪から守るための地域ぐるみの自主的な防犯活動を推進します。

#### ⑤表彰や感謝状の贈呈等

• 自主防犯に携わる個人・団体の表彰や感謝状の贈呈を積極的に行います。

## (2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた推進体制づくり

安全で安心なまちづくりを総合的に推進するために、推進体制の整備と、地域と行政の情報共有化のネットワークを構築して、共通の認識づくりを促進します。

#### 【取組】

#### ①庁内検討会議の開催

・本計画の実施に当たっては、主に施策を行う関係部署が互いに連携し、協力 して取り組む必要があることから、庁内の関係課間で情報の共有化を図ると ともに、施策効果の検証を行い、実効性の確保に努めます。

#### ②推進会議の運営

・犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりに関する各種施策を市民等と 一体となって推進するため、識見者、防犯協会関係者、地域活動団体を代表 する者、事業者、警察、学校その他行政関係者等の委員から構成される「阿賀 野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を運営し、本計画の策定 をはじめ、進捗状況に関する評価や計画変更等の必要な事項について調査や 審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

#### ③計画の進捗確認と見直し

・本計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて本計画の見直しを行う場合には、「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」の意見を聴いて変更します。また、計画を見直した場合は、「広報あがの」や市ホームページ等を活用して公表します。

#### ④阿賀野市防犯協会の活動強化と支援

- ・市の計画に基づき、市と密接に連携して各種防犯施策を実践する中心組織である阿賀野市防犯協会の活動強化を推進し、さらに、その活動が円滑に行われるよう人材の育成や物資の提供、補助金の交付等による支援を行います。
- ・阿賀野市防犯協会が行う防犯活動の際は、各地区の自治会長からも可能な限り参加していただき、広く地域の安全を守るため積極的な活動の強化をします。

## 3 子どもや女性、高齢者等を犯罪被害から守るための取り組み

#### (1)子どもの健全育成のための啓発教育活動の実施

少年による犯罪は減少傾向にありますが、全国的には少年による重大犯罪の発生のほか、子どもが被害者となる事件も発生しており、子どもを加害者にも被害者にもしないために、家庭、地域、学校が協力して犯罪の未然防止を図っていくための取り組みを推進します。

#### 【取組】

#### ①子どもを犯罪から守る防犯活動

- ・スマートフォンやインターネット接続機能を備えた通信機器等を利用する中で、犯罪やトラブルに巻き込まれる事案があることから、児童と保護者への 有害サイトの閲覧防止機能の推進や利用方法の教育・啓発を行います。
- ・こども園、幼稚園、保育園、学校での防犯教室や不審者侵入避難訓練又は職員研修を実施するなど、教職員の防犯知識及び犯罪未然防止対策の向上を図ります。
- ・学校や地域単位で「地域安全マップ」の作成を推進し、子ども自体の防犯能力を高めます。
- ・「こども110番の家」などのこどもの緊急避難所が、学校等や地域の状況に 応じて適切に設置されるよう、また周知を行います。
- ・小学校1年生に防犯ブザーを配布します。

#### ②青少年の健全育成と迷惑行為の防止

- ・青少年育成センターによる巡回パトロールの活動を実施し、青少年の非行防止に努めます。
- ・家庭での教育力向上のため、阿賀野市PTA連絡協議会等と連携し、保護者を対象とした青少年の非行防止のための情報発信や研修会の開催等に努めます。特に、近年問題となっているサイバー犯罪についても情報発信に努めます。

#### (2) 防犯上配慮を要する者(犯罪弱者)の安全確保

犯罪は日ごとに多様化、凶悪化、巧妙化の傾向が強まり、「犯罪弱者」(子ども、高齢者、女性、障がい者等)が全国的に犯罪被害に遭う事件が後を絶ちません。こうした防犯上の配慮が必要な犯罪弱者が犯罪被害に遭わないよう、当該者に安全教育や啓発活動を行うとともに、周囲の「見守りの姿勢」を地域全体で堅持する取り組みを進めます。

#### 【取組】

#### ①地域の犯罪弱者を地域で見守る体制づくり

- ・市民一人ひとりが周囲の犯罪弱者を気遣い、見守る意識づくりのための啓発 活動を行います。
- ・地域の自主防犯団体や事業所等による、児童をはじめとする犯罪弱者を見守るための防犯パトロール活動を推進します。
- ・ひったくりやわいせつ行為、特殊詐欺や悪質商法等、特定の犯罪被害に遭い やすい女性や高齢者等に対し、自らの安全を確保していく上で必要な知識の 普及、啓発に努めます。
- ・特殊詐欺や悪質商法等の被害を防止するため、防犯機能付き電話の普及を促進します。

### ②関係機関による犯罪弱者保護

- ・市役所に配置している青色回転灯装備車を活用して、通年、市職員が児童の 登下校時に防犯パトロールを行います。
- ・市職員による業務移動中の「ながら防犯パトロール活動」の取り組みを促します。
- ・犯罪弱者に日頃から接する民生委員、児童委員、介護支援専門員、福祉関係者、各種ボランティア関係者等に対して、犯罪被害の防止についての啓発や 犯罪情報を提供します。また巡回や訪問等のそれぞれの日頃の活動を通じて、 犯罪弱者を防犯面からもサポートできる体制づくりを整備し、犯罪弱者の防 犯意識の啓発や犯罪被害の未然防止、早期発見に努めます。

## 4 防犯に配慮した施設整備や維持管理の継続

#### (1)公共施設の防犯性向上

道路、公園、駐車場等の市民生活に密接な関わりがある場所において、防犯面に配慮した施設整備や維持管理を行い、防犯性の向上を図ります。

#### 【取組】

#### ①防犯に配慮した道路、公園、駐車場等の整備

- ・道路、公園、駐車場等の整備に当たっては、見通しの確保や夜間照明の同時 整備等、犯罪の防止に配慮した施設整備を行います。
- ・施設がたまり場にならないよう、夜間照明の適正な管理に努めます。

#### ②防犯灯の計画的設置と維持管理

- ・阿賀野市防犯灯の設置及び維持管理に関する規則に基づき、通勤、通学路等の生活道路や自治会の防犯灯設置要望について、必要性や緊急性を考慮しながら防犯灯整備に努めます。
- ・自治会が行うLED防犯灯の新設、改設、修繕を支援します。
- ・定期的な巡回活動により、既設防犯灯の適正な維持管理に努めます。

#### ③道路照明の設置と維持管理

・交差点や橋梁等を中心に交通安全上の配慮を優先し、道路環境整備の一環として設置されている道路照明は、防犯灯としての役割も大きく、犯罪の予防にも繋がっていることから、新設道路の交差箇所への整備や維持管理、水銀灯のLED化に努めます。

#### ④公共施設の定期的な点検による改善及び維持管理

- ・道路、公園、駐車場をはじめ、市役所や集会施設等も含めたすべての公共施設全般において、定期的な巡回、点検を実施し、必要な防犯対策を講じることにより防犯性の向上を図ります。
- ・公共施設は、不特定多数の人が集まる場所でもあることから、防犯啓発看板 などの掲示や外灯の整備及び維持管理に努めます。
- ・公共施設の清掃等、美化に努めます。
- ・教育施設については、防犯に配慮した門扉、教室、フェンス等の施設の安全 点検と安全管理に努めます。

#### ⑤放置自転車対策

- ・駅駐輪場をはじめ、市内全公共施設駐輪場等において定期的に放置自転車の 撤去を行い、環境美化に努めます。
- ・自転車の防犯登録を推進します。

#### ⑥不法投棄・野焼き・落書き対策

- ・市職員並びに環境保全巡視員による定期的なパトロールにより、不法投棄など監視活動を実施します。
- ・注意看板やのぼり設置により不法投棄の防止等の環境保全を呼びかけます。

#### ⑦ 防犯カメラによる犯罪抑止対策

・防犯カメラには、犯罪を思い止まらせるなどの犯罪抑止効果があることから、 令和7年度から令和10年度までに市内の交差点を中心に9機、新設します。 なお、プライバシーに配慮して進めます。

#### (2) 犯罪予防に配慮した土地、建物等の普及と適正な維持管理

一般住宅やアパート等の集合住宅、そして事業所の建物等の防犯性を向上させるため、市民や事業者及び関係機関等への情報提供や意識啓発を行い、防犯性の高い建物の普及に努めます。

また、空き家や空き地の実態把握を含め、市内のすべての土地、建物所有者や管理者へ、防犯面に配慮した適正な不動産管理を指導します。

#### 【取組】

#### ①一般住宅における安全対策

・県条例に基づく「住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備に関する指針」等 を参考に防犯性の高い住宅の構造、設備等に関する情報の提供や意識の啓発 を図ります。

#### ②空き家等の適正な管理

・「阿賀野市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」に基づき、無人施 設及び空き家、空き地をはじめ、自己が所有する土地及び建物が不法投棄や 犯罪の温床になることを防止するため、生活環境の保全、防犯対策を推進し、 適正な管理が実施されるよう助言及び指導します。

#### ③観光地、商店街の施設防犯対策

・観光地や商店街については、観光協会や商工会と連携して、当地域を初めて 訪れる人の視点に立った死角、暗がり、危険箇所等の点検を行い、地域住民 だけでなく、来訪者が犯罪被害に遭いにくい施設の整備や管理を推進します。

#### 4)防犯に配慮した都市基盤の整備促進

・宅地造成等の開発(土地利用)計画をはじめ、新たな都市整備や再開発は地域全体に防犯の視点を取り入れることができる有効な機会であることから、すべての開発行為において防犯に配慮したものになるよう、それぞれの事業主体に働きかけや指導を行います。

## 5 犯罪被害者等に対する支援の促進

#### (1)犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等が受けた被害を回復または軽減し、生活の再構築ができるよう国や県、関係機関、団体等と連携を図りながら取り組みを推進し、支援に関する施策を促進します。

#### 【取組】

#### ①市民相談業務の充実

- ・犯罪被害を受けた方の相談に対し、ワンストップ化を図り、犯罪被害者との 総合窓口を設けます。
- ・総合窓口担当課は、関係する庁内各課と連携する体制を整備するとともに、 市民に一番身近な窓口として、外部の専門的な機関、団体等とも連携を図り、 それぞれの機関に導く役割を果たします。
- ・犯罪弱者が相談しやすい環境や体制を整備し、迅速な問題解決に向けての支援体制を整えます。

#### ②関係機関等の連携

・犯罪被害者等の必要とする支援は多様であり、そのニーズに応えるためには、 関係機関・団体等との連携が必要不可欠であることから、阿賀野警察署被害 者支援連絡協議会や関係機関・団体等との連携を推進します。

#### ③犯罪被害者等への情報提供

・犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、情報の 提供や助言を行うほか、犯罪被害者等の心情に配慮しながら捜査状況等の説 明を行うなど、必要な情報を提供します。

#### ④犯罪被害者等に対する精神的、経済的支援

・犯罪被害者等の被害による精神的、経済的負担を軽減するための取り組みを 推進します。

#### ⑤啓発活動等の取り組み

- ・犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等の現状及び支援の必要性について、市民等の理解を深めるため、各種媒体等を通じ広報啓発を行います。
- ・新潟県犯罪被害者等支援条例に定めている 11 月の「被害者支援を考える月間」において、新潟県と協力して啓発活動に努めます。

#### ⑥性暴力・性犯罪被害者のための支援

・性暴力や性犯罪の被害者に寄り添い、総合的な支援を可能な限り一か所で提供する「性暴力被害者支援センターにいがた」と連携し、被害者の心身の負担を軽減するとともに、性犯罪被害を潜在化させない取り組みを推進します。

#### ⑦犯罪被害者支援

・犯罪被害者の相談に応じ、警察や民間犯罪被害者支援団体等の関係機関と連携して犯罪被害者の支援に努めます。

#### (2) 犯罪被害者等の支援を行う団体との連携

犯罪被害者等の支援は、行政のみならず犯罪被害者等の支援を行う民間団体が 果たす役割が重要であることから、連携・協力して、市民等に対する広報啓発や 犯罪被害者等への支援を推進します。

#### 【取組】

#### ①犯罪被害者等の支援団体との協働

・犯罪被害者等の支援団体と協働して、市民等へ犯罪被害者等支援に関する広報啓発を行います。

#### ②犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の促進

・犯罪被害者等は、被害により自ら援助を求めることができない場合があることから、情報提供制度の適切な教示を行い、利用の促進を図り、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するとともに、犯罪被害者等が必要とする支援が犯罪被害者等早期援助団体において迅速かつ円滑に提供されるよう取り組みます。

